

第

4

章

地域福祉の推進

1 計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

① 鶴ヶ島市21世紀まちづくり計画

平成18年6月に『鶴ヶ島市21世紀まちづくり計画（後期基本計画）』を策定し、まちづくり着実プランとして、

- ・心かよう福祉のまちをつくる
- ・安全に暮らせるまちをつくる
- ・環境にやさしい循環型都市をつくる
- ・豊かで経済活力のあるまちをつくる
- ・都市基盤の整った快適で潤いのあるまちをつくる
- ・のびやかな子どもを育むまちをつくる
- ・心豊かなふれあいのまちをつくる
- ・学習・文化・スポーツ活動による生き生きしたまちをつくる

を挙げており、各分野で施策が進められています。

このことは、「心かよう」「安全」「潤い」「ふれあい」「生き生き」など地域福祉の基本とも共通します。

② 鶴ヶ島市地域福祉計画の基本理念

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉のまちづくりを実現するために、鶴ヶ島市の基本理念を次のとおり掲げていきます。

**みんなで支え合い、
安心していきいきと暮らすまちづくり
～地域の支え合いでまちづくり～**

(2) 基本目標

本計画では、基本理念に向けたまちづくりを目指して、各地域懇談会及びアンケートで出された身近な生活課題に対して、具体的に取り組んでいく解決策を提案していくため、その方向性を示す基本目標を設定します。

この基本目標の設定にあたっては、各地域懇談会でまとめた地域の生活課題と市民自ら提案した生活課題の解決策を基に、市民懇話会でワークショップを重ね検討しました。そして第3章で導き出したキーワードを活かし、互いに関連するキーワードをグループ化し、次の4つの目標に集約しました。

本市の基本目標は、市民が、生活者としての視点で地域を見直し、市民の声を生かしたものです。

基本目標

1

みんなで地域のコミュニティをつくる

基本目標

2

みんなで支え合いのシステムをつくる

基本目標

3

みんな安心して暮らす

基本目標

4

みんないきいきと暮らす



(3) 施策体系図

基本理念

みんなで支え合い
安心していきいきと暮らすまちづくり
～ 地域の支えあいでまちづくり ～

4つの基本目標

取組みの方向性

基本目標

1

みんなで地域の
コミュニティをつくる



- ①世代間交流の推進
- ②交流の拠点づくり
- ③自治会活動の推進

基本目標

2

みんなで支え合いの
システムをつくる



- ①地域の支援体制の推進
- ②地域福祉の担い手づくり
- ③必要な情報が行き渡る仕組みづくり

基本目標

3

みんなで安心して暮らす



- ①地域で防犯・防災対策
- ②市民の権利を守る仕組みづくり
- ③ノーマライゼーションのまちづくり

基本目標

4

みんなでいきいきと暮らす



- ①健康づくり
- ②いきがづくり

2 地域福祉計画の推進

地域福祉の推進は、市民やボランティア、市民活動団体、NPO法人（民間非営利組織）、行政（小・中学校）など、幅広い人の「協働」によって実現されます。

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが身近な活動に参加することで、「みんなで支え合う」という意識を培っていきます。

そこで、4つの基本目標を具体的に推進していくために

「基本目標」

「取組みの方向性」

「具体的な取組み内容」

さらに「取組み主体」

を表示しました。

また、今後の取組みの参考としていただくように、具体的な市内における取組み例、先進事例を紹介しました。

取組み主体の表示

地域住民、ボランティア、自治会、
市民活動団体、民生委員・児童委員など

.....



福祉施設、福祉サービス提供事業所、医療機関、
企業、NPO法人など

.....



社会福祉協議会
(ボランティア・まちづくりセンター)

.....



市、教育委員会、小・中学校など

.....



(1) 基本目標 1 ≪ みんなで地域のコミュニティをつくる ≫

【現状及び課題】

近年の急速な少子高齢化や核家族化の進行は、「地域の輪が壊れている」「世代を超えた交流の機会の不足」など、地域における交流の希薄化をもたらしています。

地域での活動では、自治会活動、学校のPTAや子ども会、老人クラブ、サークル活動などがありますが、例えば、自治会活動では、自治会役員のなり手不足・行事への不参加・自治会構成員の高齢化などが課題として挙げられています。

また、老人クラブ、子ども会は加入者数が減少するなど、こうした活動に対する参加意識の低下が深刻となっています。

地域の人と人のつながりを強めるためには、様々な機会を捉えて、交流の輪を広げる働きかけが必要となっています。

① 世代間交流の推進

○ 隣近所との交流

身近な地域に住む人たちが顔見知りになるきっかけのひとつに、朝のあいさつなどの声かけがあります。

あいさつすることにより、ふれあいが生まれ、お互いを知り理解して地域の交流となっていきます。

家庭から、小学校・中学校から、隣近所から、あいさつを推進します。

市民

行政



新町小学校



西中学校



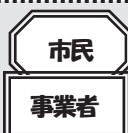
○ 子ども・高齢者・障害者の交流

子ども・高齢者・障害者の交流の機会としては、自治会における運動会や納涼祭などの行事があります。

また、公民館や児童館の利用団体、サークルや老人クラブ、子ども会など数多くの団体が地域で活躍していますが、単独的な活動が中心となり、相互の連携が十分とはいえません。

地域全体のつながりやふれあいに結びついた交流や活動への発展を図ります。

身近な地域である自治会・老人クラブ・子ども会・市民活動団体等の連携による昔の遊びの伝承、体験型イベントなどの開催を促進し、幅広い層の参加を促します。



◇地域行事を通じた世代間交流の機会を充実し、参加を促進します。



◇市民活動推進センター、社会福祉協議会、公民館などを中心に交流のきっかけづくり、連携への仕掛けづくりを推進します。

【取組例】老人クラブ松友会（松ヶ丘地区）・南小学校区の有志による地域懇談会※

- ・老人クラブを中心として、高齢者も小学生も一緒に楽しむ世代間交流を目的に、グランドゴルフ教室を実施しています。
- ・南小学校区青少年健全育成推進協議会主催の『ワイワイガヤガヤ祭り』に参加し、グランドゴルフ教室を実施しています。

※有志による地域懇談会とは…

平成17年度に市内8小学校区ごとに実施した地域懇談会は、平成18年3月31日をもって全て終了しました。引き続き自主的な「有志による地域懇談会」として活動を継続しています。

【取組例】南小学校区青少年健全育成推進協議会

- ・『ワイワイガヤガヤ祭り』を開催し、昔の遊び・外遊びを体験する機会を提供しています。
- 太田ヶ谷老人クラブの竹とんぼコーナーや松ヶ丘老人クラブのグランドゴルフ、南中学校生徒ボランティアの協力と多方面の交流が図られています。

【取組例】大橋公民館・大橋児童館

- ・大橋公民館では、毎月一回、「障害者青年学級ひかる」をカラオケ大会、クリスマス会などのイベントを盛り込みながらボランティアスタッフを中心として実施しています。
- ・大橋児童館では、毎月一回、「きらきらキッズ」を障害児と地域の子どもが誰でも参加できる交流の場として実施しています。

【取組例】ヤングボランティアグループ「コスモス」

- ・障害を持った中学生と、社会人や学生の若者層で構成されたボランティアと一緒に遊ぶ場づくりの交流を図っています。第2土曜日はイベント・外出日、第4土曜日は上広谷児童館での通常活動と月2回の活動をしています。

【取組例】市民が祝う高齢者のつどい

- ・75歳以上の高齢者を対象に市内3ヶ所で『市民が祝う高齢者のつどい』を開催しています。市民の方や民生委員・児童委員からなる運営実行委員会が企画し、小学生や地域で活躍している団体などが演芸を披露します。



ワイワイガヤガヤ祭り



キラキラキッズ



市民が祝う高齢者のつどい

② 交流の拠点づくり

○ 自治会館・公民館・余裕教室等の有効活用

子ども・高齢者・障害者などの交流は、身近な歩いて集まれる場所に活動の拠点があることが重要です。この拠点施設としては、自治会館・公民館・学校の余裕教室が考えられますが、利用目的が制限されている傾向があります。

「活動を始めたくても場所がない」あるいは「いつでも気軽に集まれる場がほしい」といった声に応えるため、地域に開かれた拠点づくりに取り組みます。

既存施設の活用のあり方を地域福祉の活動の視点から見直すことにより、地域に開かれた交流の拠点、活動拠点の確保に努めます。

行政

◇公民館の有効利用に取り組み、余裕教室の活用方法を検討します。

市民

◇自治会館等を活発に利用できる体制づくりに取り組みます。

事業者

【取組例】新町小学校区の有志による地域懇談会

・新田土地区画整理事務所の一室を利用し、『世代間交流室』を平成18年11月1日から開設しています。地域懇談会の話合いの中で、「つどえる場」「世代間交流の場」がほしいといった意見から実現されました。

【取組例】鶴ヶ島市西地区つどいの広場「ポケット」 （NPO法人鶴ヶ島なごみ）

・新田土地区画整理事務所の一室を利用し、0歳から3歳を中心とした子どもとその親の「つどいの広場」を週3回開設しています。保護者の孤立感や育児不安の解消を図るとともに、仲間づくりを応援しています。

【取組例】わかば風の会（栄小学校区の有志による地域懇談会）

・「お昼を作って食べる会」の活動が始まりました。調理が好きなボランティアの方が集まり、栄小学校の調理室を利用して、高齢者を対象とした昼食会を開催しています。

【取組例】民生委員・児童委員協議会（すこやか部会）

・民生委員・児童委員協議会では、「すこやか部会」を組織し、各公民館において不定期に食事・軽運動を中心に高齢者の交流会を開催しています。

○ 気軽につどえる場づくり

社会福祉協議会では、「ふれあい・いきいきサロン」の活動を推進しています。地域の子どもや高齢者等と地域住民（ボランティア）とが協働で運営していく楽しい仲間づくりの場です。

また、個人的に自宅を開放した『縁側サロン』といわれる隣近所のお茶飲みとおしゃべりの場が、地域住民の自発的な取組みで広がりをみせています。

身近な地域の交流の拠点として、「ふれあい・いきいきサロン」や自宅を開放した『縁側サロン』などの拡大を目指します。

市民

◇市民ひとり一人が参加意識を持ち、地域での付き合いを活発にして、交流の輪を広げます。

社協

◇市、社会福祉協議会は、サロン等の交流の機会を支援するため、情報提供や援助を行います。

行政

【取組例】グリーントウン松ヶ丘地区

- ・シニアクラブ（50歳以上の方）が、第2土曜日と第4日曜日に集会所に集まります。午後の半日がオープンスペースとなり、新聞を読む人、おしゃべりやお茶を飲む人と各自が気軽に過ごしています。

【取組例】たいよーじゅく（鶴ヶ丘・自宅）

- ・自宅敷地内のプレハブで、週5日・1時間半のパソコン教室（参加自由）を開催しています。仕事や子育てを終えた熟年世代の方が気軽につどいながら、パソコンを通じて頭の体操と、いろいろな世代の人と交流を楽しんでいます。



たいよーじゅく

ふれあい・いきいきサロン登録団体紹介

| | 日 時 | 活動場所 | 内 容 |
|----------------|------------------------|-----------|---|
| アイネットサロン | 毎月第3木曜日 10:00~15:00 | 富士見公民館 | 鶴ヶ島市視覚障害者の会「アイネット」が情報交換や交流を行っています。 |
| つみきサロン | 週3~4日 10:00~15:00 | 上広谷（民家） | たくさんのおもちゃの中でこどもを遊ばせ、お母さん同士おしゃべりをしたり、つみきのサポーターに悩みを相談したりしています。また、世代間交流を推進しています。 |
| モンブラン | 毎月第2木曜日 11:00~16:00 | 上広谷（自宅） | 一緒にお茶を飲みながらおしゃべりを楽しまします。 |
| カサブランカ | 毎月第3火曜日 11:00~16:00 | 鶴ヶ島文化会館 | 自彊術(軽い体操)でリラックス健康増進。 |
| おしゃべり会 ひだまり | 毎月第4金曜日 13:00~15:00 | 上広谷第一自治会館 | ゆっくりおしゃべりを楽しまします。 |
| 中台団地 ひまわり会 | 毎月第4土曜日 14:00~16:00 | 中台団地集会所 | 親睦と健康維持を目的として、模索しながら活動しています。 |
| あやとり会 | 毎月第4金曜日 | 共栄第二会館 | 手と指を動かす運動、クイズ、食事会、簡単な料理の方法など。 |
| 友鶴会 | 毎月第4金曜日 13:00~16:00 | 富士見公民館 | お茶、おやつをいただきながら、おしゃべりや歌、ゲーム、軽い体操などで過ごします。 |
| なごみ館 | 毎月第3月曜日 13:30~15:30 | 北公民館 | 介護予防と自立の援助を目的としています。友達の輪を広げ、楽しくお茶のみとおしゃべりをしています。 |
| | 毎月第4月曜日 13:30~15:30 | 西公民館 | |
| ひだまり | 毎月最終水曜日 10:00~15:00 | 藤金（自宅） | ふだんの暮らしのしあわせを実現。 |



あやとり会



モンブラン

③ 自治会活動の推進

○ 自治会の活性化

地域における連帯感の向上や問題解決への主体的な取組みといった地域福祉の展開は、自治会が基本的かつ重要な役割を果たします。

現在、市内に82自治会が組織され、各自治会において地域ごとの特殊性などを踏まえた活動が推進されています。

市民懇話会、地域懇談会やアンケートにおいて、自治会活動に寄せる期待の声は多く、今後も重要な役割を担っていくために、自治会の活性化が求められています。

魅力ある自治会活動とするため、加入率の向上・楽しいイベントの開催・自治会間のネットワークづくり等を図り、会員加入の促進・加入意識の向上を図っていきます。

市民

行政

【取組例】自治会

・各自治会では、魅力ある自治会・自治会の活性化をめざして、様々な特色のある活動を行っています。盆踊り、大人と子どもの集い、グランドゴルフ、ぶどう狩り、餅つき大会、ポーリング大会、歩け運動、花見、ふれあい祭りなどがあります。

○ コミュニティ協議会の活性化

市内の自治会長で組織された鶴ヶ島市コミュニティ協議会は、年4回（総会及び役員会3回）の会議を開催しています。

地域懇談会では、「協議会の機能と役割が不明確」「協議会で自治会の協力関係をつくる必要がある」といった活動の見直し、活性化を望む声が寄せられています。

鶴ヶ島市コミュニティ協議会による先進事例の発表及び情報交換、あるいは、地域における課題の提起及び解決に向けた検討等の意見交換の機会を提供するなど、コミュニティ協議会の活性化と充実を図ります。

市民

行政

【取組例】鶴ヶ島市コミュニティ協議会

・産業まつりにおいて、「わたしのふるさと自慢」を開催し、コミュニティ活動の普及啓発を行うとともに、自治会加入促進チラシの配布を行っています。

(2) 基本目標2《みんなで支え合いのシステムをつくる》

【現状及び課題】

地域では、話し相手もなくひとりで暮らしている高齢者、孤独の中で悩みを抱えながら子育てをしている若い親、災害の際の避難などに不安を感じている障害者など、いろいろな人が様々な不安、悩みを抱えながら暮らしています。

それぞれの不安や悩みは、法制度による行政からのサービスだけで解決できるものではありません。地域でのちょっとした支え合いがあれば、解決できる課題も少なくないのです。

「支え合い」は、場面によって支える側になったり、支えられる側になったりします。いずれにしても、双方の「参加」が不可欠です。

参加や活動のための拠点など地域での支援体制の整備、「支え合い」の担い手づくりや手軽に情報を得られる仕組みづくりなどが課題となっています。

① 地域の支援体制の推進

○ 支え合い拠点の整備

地域での支え合いがうまく機能するためには、様々な活動主体の連携・協力が不可欠です。地域の課題に、機動的に、個性的に、そして柔軟に対応するため、地域ごとに、情報収集・発信や活動支援、地域のネットワークの核になるための拠点を整備します。

市内には6ヶ所の公民館が地域ごとに設置されています。公民館は、「地域づくり・まちづくりの拠点」(鶴ヶ島市教育大綱)として位置付けられていることから、地域の支え合いの拠点という役割を担うのに最も相応しい機関・施設です。

行政

◇市は、支え合いの拠点として公民館機能の充実を図ります。

市民

◇市民、社会福祉協議会は、地域の支え合いの拠点づくりに積極的に参画します。

社協

○ ネットワークの強化

1対1での支え合いは、場合によっては双方にとって大きな負担となり、うまく機能しなくなってしまう恐れがあります。支援を求める人の課題に対応した複数の主体による支え合いが必要です。そのためのネットワークの強化を図ります。

地域で支援を求めている人に適切な支援ができるよう、地域の様々な活動主体のネットワークを強化します。

「見守りチーム」は、独居高齢者への声掛け、安否確認、障害者への各種支援、児童の登下校時の見守りなどを行います。



◇地域に「見守りチーム」を設け、要支援者の近隣住民（ボランティア）を中核とした支援チームをスタートさせます。さらに、福祉サービス事業所、企業、NPO法人などとも連携し、支え合いのネットワークを拡大します。



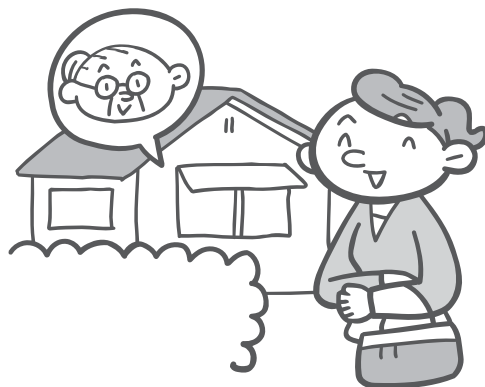
◇市、社会福祉協議会は、様々な情報提供を行い、各地域のネットワークづくりを支援します。

【取組例】白鶴自治会

- ・連絡協力員制度…1人の支援希望者を3人の連絡協力員で支える制度。

支援を希望する人は自治会に登録して3人の連絡協力員を選定し、連絡すれば連絡協力員の誰かが駆けつけます。状況により連絡協力員同士あるいは関係機関と連携して対応し、非常時以外は、連絡協力員が定期的に訪問し声掛けをします。

互助の精神により自治会員全員が連絡協力員となっています。



○ 相談体制の充実

市では、地域包括支援センター、家庭児童相談室など、様々な相談窓口があり、専門職員が相談に応じています。

それでも、「どこに相談したらいいのかわからない」「もっと身近な場所で気軽に相談できたらー」といった声が聞かれます。

身近な地域で専門的な相談体制を整えば、抱えている問題が深刻化、複雑化する前に解決の糸口を見つけられる可能性があります。

地域には学校、公民館、保育所、児童館、学童保育室、高齢者や障害者の施設、民生委員・児童委員、NPOなど、専門家が活躍している様々な社会資源（人・施設）があります。

こうした社会資源の連携による相談体制の充実を図ります。

| | |
|------------|--|
| 市民 | ◇民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会委嘱の福祉委員が適切に相談に応じることができるように、専門的研修の充実を図ります。 |
| 社協 | |
| 行政 | ◇市は、高齢者、障害者、児童などの分野の相談内容に応じて、関係機関と連携を図りながら、支援につなげる体制を構築します。 |
| 事業者 | |

市の相談室紹介

| 相談室 | 対象 | 場所（担当） | 備考 |
|-----------------|---|--------------------|-----|
| 法律相談 | 法律全般、訴訟など | 市役所 （人権・地域創造担当） | 予約制 |
| 行政書士による 法律相談 | 相続、贈与などの書類の作成、申請の代理のなど | 市役所 （人権・地域創造担当） | |
| 行政相談 | 役所の仕事などについて「わからない」「説明に納得できない」、「事務処理が間違えているのではないか」などの苦情や要望など | 市役所 （人権・地域創造担当） | |
| 人権相談 | 人権に関する全般的な事柄 | 市役所 （人権・地域創造担当） | |
| 女性のための 相談室 | 女性のカウンセラーと弁護士による家庭、夫婦、離婚、人間関係、相続問題などの悩み事やトラブルなどの相談 | 女性センター 「ハーモニー」 | 予約制 |
| 税務相談 | 税理士による住民税、所得税、相続税、贈与税など税務全般の相談 | 市役所 （市民税担当） | |
| 心配ごと相談 | 家庭、生計、子育て、近所の問題など日常生活上の心配事や悩み事 | 市役所 （社会福祉協議会） | |

| | | | |
|----------|--|------------------------------|-----|
| 家庭児童相談 | 0歳から18歳までの子どもに関する心配事や悩み事 | 市役所 (家庭児童相談室) | |
| 親子相談 | 言葉がゆっくり、行動・性格等子どもの発達やこころに関する事、子育てに自信がないなど親の不安に関する事 | 保健センター | 予約制 |
| こころの健康相談 | 不眠・うつ・ひきこもり・アルコール依存症などの心の健康について、専門医が相談に応じる | 市役所 (障害者福祉課) | 予約制 |
| 教育相談 | いじめや不登校などの不安や悩みについての教育相談 電話相談(児童・生徒・保護者)と面接相談(幼児、小・中・高校生、保護者) | 教育センター | |
| 消費生活相談 | 悪質商法や契約トラブルに関する相談及び交渉、クーリングオフ制度など指導 | 市役所 2階消費生活相談室 (商工労政担当) | |
| 就職相談 | 就職活動を応援するミニ・ハローワーク。求人情報検索機による求人情報の検索・閲覧、相談員による職業相談、職業紹介。 | 市役所 2階地域職業相談室 (商工労政担当) | |
| 内職相談 | 内職に関する相談、指導、求人情報の提供や求人申込事業への内職希望者の紹介 | 市役所 2階内職相談室 (商工労政担当) | |

その他

| 相談室 | 対象 | 場所(担当) | 備考 |
|--------------------|---|-------------------------|----|
| 子育てセンター | 子育て、育児についての悩みや不安などの相談 | ・鶴ヶ島保育所内 ・第二はちの巣保育園内 | |
| 地域包括支援センター いきいき | 高齢者に関する総合相談、介護予防サービス利用の手続き 【脚折、脚折町、共栄町、高倉、下新田、中新田、上新田、羽折町、町屋、新町、三ツ木、三ツ木新田、三ツ木新町、柳戸町、太田ヶ谷、松ヶ丘、南町】 | 市役所 (高齢者福祉課) | |
| 地域包括支援センター ぺんぎん | 高齢者に関する総合相談、介護予防サービス利用の手続き 【藤金、富士見、五味ヶ谷、上広谷、鶴ヶ丘】 | 鶴ヶ島耳鼻咽喉科内 | |
| 在宅介護支援センター 清光苑 | 介護サービスの利用に関する相談 | 特別養護老人ホーム 清光苑内 | |
| 在宅介護支援センター 関越病院 | 介護サービスの利用に関する相談 | 関越病院内 | |
| 入間西障害者 相談支援センター | 福祉サービスの利用援助、障害者がカウンセラーとなって相談に応じるピアカウンセリング、専門機関の紹介等の相談支援 対象=身体・知的・精神障害者(児)及びその家族等 | 坂戸市立 浅羽野公民館内 | |

② 地域福祉の担い手づくり

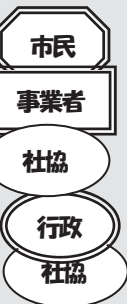
○ 市民活動のきっかけづくり

支え合いの担い手として多くの人に活躍していただくためには、様々な市民活動・ボランティア活動が活発に展開されることが求められます。

多くの市民が、市民活動やボランティア活動に参加しやすくなるよう、そのきっかけづくりに取り組みます。

市民活動・ボランティア講座等を積極的に開催するとともに、支え合いや市民活動等に参加意欲のある人の登録制度を整備します。

また、地域での支え合い活動への参加の促進を図るため、「地域通貨」についての研究に取り組みます。



◇あらゆる場で活躍するための「支え合い人材バンク」を整備するとともに、登録者の拡大に努めます。また、「地域通貨」についての学習会、研修会を開催します。

◇市民活動推進センター、社会福祉協議会は、各種の福祉関連講座、ボランティア講座や研修会を開催し、市民活動のきっかけづくりを推進します

社会福祉協議会講座

| 事業名 | 回数 | 事業概要 |
|----------------------|------|--|
| 拡大教科書制作講座 | 6回 | 弱視の子どもたちのために、拡大教科書制作講座を開催。視覚障害について学ぶとともに、人材の育成と仲間づくりを支援 |
| デイジー図書※編集者養成講座 | 5回 | 視覚障害者への情報提供ツールとしてデイジー図書に対応するボランティアを養成 |
| 若者版フェスタ | 1日 | ボランティア活動を行っている学生グループと連携して、地域と一緒に取り組むことの魅力を若者と地域住民に発信 |
| ボランティア・市民活動入門講座 | 随時 | ボランティア・市民活動の基礎知識を学ぶとともに、実践者による報告を交え、活動を身近に感じてもらう。 |
| シニアのパソコン何でも相談会(共催事業) | 12回 | シニアの社会参加のために、個別対応で自分の不明な点を質問する相談会の開催。開催日：毎月第4土曜日 午後1時から 鶴ヶ島パソコンサポートボランティア共催 |
| シニアパソコンカレッジ | 年間数回 | 日常におけるパソコンを活用してより充実したシニアライフを送れるよう、シニアパソコンカレッジの卒業生を対象により専門的な講座を開催。内容ごとに入門、応用コースで実施。 |

※デイジー図書とは…CD-ROMに世界の点字図書館で合意したフォーマットによって、音声情報を記録しています。目次検索情報により、数々の頭出し機能などを使用することができ、目的の部分を検索することができます。

市民活動推進センター講座

| 事業名 | 回数 | 事業概要 |
|--|-----|--|
| パソコン初心者 相談会 (共催事業) | 12回 | パソコンをボランティアや市民活動に活用するため、講習会形式ではなく、自分の不明な点を質問する相談会の開催。 開催日：毎月第2土曜日 午後2時から 予約制 共催：鶴ヶ島パソコンサポートボランティア |
| つるがしま文化塾 (共催事業) | 6回 | 市民活動に新たに参加する人を応援するため、「鶴ヶ島を知ろう・地域と関わろう」をテーマに開催。 講演会、市内外の団体訪問、懇親会など実施。 開催日：10月から3月まで 毎月1回開催 共催：市民活動推進センター運営実行委員会 |
| ボランティア・ 市民活動フェスタ (共催事業) | 2日 | ボランティア・市民活動団体間の交流を図り、横の繋がりや連携を深め、また、未活動の市民が様々な活動へ参加する契機とする。 主催：鶴ヶ島ボランティア・市民活動フェスタ実行委員会 共催：鶴ヶ島市社会福祉協議会 開催日：毎年3月の土曜日・日曜日の2日 |
| DANKAI(団塊) サロン in WAKABA (共催事業) | 12回 | 団塊の世代で仕事中心の生活をしており、日ごろ地域と関わりを持つ機会の少ない人を対象にしたサロンの開催。 開催日：毎月第3水曜日 午後7時より 主催：鶴ヶ島市市民活動推進センター運営実行委員会 |

○ 専門的人材の発掘

高齢化の進行は、元気な高齢者の増加も意味します。地域では経験豊富で元気な高齢者が活躍の場を待っています。

また、社会の第一線で活躍していた技術や知識の豊富な団塊の世代が、地域に戻ってきます。

地域の中に埋もれてしまいそうな専門的人材を発掘し、活躍してもらうことは、地域貢献にもなり、本人の生きがいにもつながります。

市民活動推進センター、社会福祉協議会では、地域コーディネータ養成講座などを開催し、地域ネットワークの中核となる専門的人材の育成に努めます。また、積極的に地域の情報や人材の発掘に努め、個々の持ち味を生かした活動の場を整備します。

社協

行政

○ 福祉教育の推進

核家族化や隣近所の関係の希薄化により、高齢者、障害者や乳幼児と全く接したことがない子どもが増えています。言葉や文字だけでは「福祉のこころ」を育てることはできません。

小・中学校では、総合的な学習の時間、文化祭、PTA行事等の際に福祉教育・体験学習を実践しています。

また、社会福祉協議会では、教育委員会と共催で「鶴ヶ島市福祉教育・ボランティア学習研修」を開催しています。

子どもから大人までを対象とした福祉体験講座の開催を推進します。

幼稚園、保育所、小・中学校における福祉教育・ボランティア学習を継続し、長期的な視点に立った人材育成とするため、NPOや市民活動団体などと連携を図り、若年期からのボランティア体験の機会を拡充します。

社協

事業者

市民

行政

◇市内小・中学校で開催している「福祉教育・体験学習実践」や社会福祉協議会・教育委員会共催の「鶴ヶ島市福祉教育・ボランティア学習研修」の一層の充実を図ります。

◇福祉教育実践活動の担い手の充実を図るため、連絡会や講習会を実施します。

◇幼稚園、保育所、小・中学校等の福祉教育・体験学習指定校と連携を図り、福祉教育の情実を図ります。



○ NPO 設立支援

鶴ヶ島市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体は41、市内に事務所を置くNPOは14あります。(平成18年12月1日現在)

今後、市民参加意識の高まりなどから、市民活動はますます盛んになるものと考えられます。

これに適切に対応するため、市民活動に参加する意欲のある人を結び団体として組織化することや、安定・継続した活動のためにNPO化するための相談支援体制の充実を図ります。

市民活動団体として組織化するための相談支援体制の充実を図ります。

既に活発に活動しているNPO等と協働で法人設立支援講座を開催するほか、税務会計講座、人事労務管理講座等の各種講座の開催を検討します。

事業者

行政

社協

○ コミュニティビジネス創業支援

地域福祉の担い手として期待されているものとしてコミュニティビジネス※があります。

コミュニティビジネスは、NPO、株式会社、組合等の組織形態を問わず、採算性を確保しながら、地域貢献を第1の目的として地域の課題解決に取り組むものです。

平成18年5月のいわゆる「新会社法」の施行は、コミュニティビジネスにとっても追い風になります。団塊の世代を含めた市民の力を地域で存分に発揮できるようコミュニティビジネス創業を支援します。

地域のコミュニティを活性化させ、地域での社会貢献活動に継続性を持たせることが可能となることから、市民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むコミュニティビジネス創業について、相談支援体制の整備を進めます。

行政

社協

※コミュニティビジネスとは…

地域資源を活かしながら地域の課題を「ビジネス」手法で解決するものであり、地域雇用の拡大や地域社会の自立、地域コミュニティの活性化を図るもの。

③ 必要な情報が行き渡る仕組みづくり

○ 現代版「井戸端会議」の推進

地域で支え合いの拠点が整い、担い手になっていただける人が次々に誕生しても、それだけでは充分ではありません。

それらの情報が支援を必要としている人たちに届けられること、支援する担い手側も相互に情報を共有できることが必要です。

求められる情報も、そのニーズに合わせて多岐にわたります。

例えば、それは福祉事業者の一覧表や連絡先ではなく、今すぐに利用できる地域の最新の状況・情報だったりします。また、「困った」という情報が即座に伝われば、その場で解決につなげることも可能です。

このような地域の情報は、行政による情報発信ではなくて、むしろ「口コミ」によって伝わっていきます。

かつては、地域のあちこちで買い物帰り等の「立ち話」や「井戸端会議」を見かけました。

必要な情報が行き渡るよう、現代版の「井戸端会議」ともいえる情報提供の仕組みをつくります。

支え合いのための地域版ミニコミ情報誌を発行し、各自治会で回覧するとともに、公共施設をはじめ、地域の理・美容店、コンビニ、スーパー、飲食店、医院など身近なところに備え置くことを進めます。

地域で暮らす様々な人々のコミュニケーションの場、情報共有の場として期待されている地域SNS※の導入を検討します。



※地域SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）とは…

パソコンや携帯電話を利用して、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービスです。地域SNSは、地域に住む・働く・関心のある人々のためのコミュニケーションや情報共有を行うための便利な機能を持っています。

参加するには会員登録する必要がある、会員登録するには既に会員となっている人の紹介が必要であることなど、匿名性を排した仕組みになっています。

(3) 基本目標3《みんなで安心して暮らす》

【現状及び課題】

市民の誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることを願っています。しかし、地域では、不審者の出没、ひったくり、空き巣、窃盗や振り込め詐欺などの犯罪が発生しており、警察のみに任せるのではなく、地域において見守り活動を実践したり、防犯意識や関心を高めていく必要があります。

また、いざ、大きな災害が発生した場合には、行政の対応には限界があり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、地域住民自ら防災対策を講じる必要があります。

地域には、子ども、高齢者、障害者などいろいろな人が暮らしています。みんなが一緒になって、お互いの人権を尊重し、認め合い、安心して暮らしていけるノーマライゼーション※のまちづくりが求められています。

※ノーマライゼーションとは…

障害者や高齢者などの社会的に不利を負いやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。

① 地域で防犯・防災対策

○ 防犯・防災意識の啓発

安心した生活を送るために、普段から犯罪や災害に備え、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯や防災に対する意識を持って行動することが大切です。

自治会をはじめ老人クラブ、PTA、民間企業、行政など様々な団体・機関が防犯パトロールや声かけ運動を実施するなど地域ぐるみによる防犯活動が行われています。

また、自治会では防災訓練の実施や、災害時に隣近所の人たちが協力し助け合う自主防災組織※の設立などに取り組んでいます。

※自主防災組織とは…

いざ、地震などの災害が起こった時に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、隣近所の人たちが協力し、助け合う防災組織です。市では、自治会における自主防災組織の設立を推進しており、現在、市内82自治会の内、21の自治会で設立されています。(平成18年4月1日現在)

防犯パトロールや声かけ運動を推進し、安全で安心できる地域社会を築く意識啓発及び体制づくりを進めます。

自主防災組織の編成に新たにに取り組む自治会には、積極的な支援をするとともに既存の組織の活性化に取り組みます。

市民

◇「子どもSOSの家」や配達時の見守りなど、商店街や企業等と地域が連携した取組みを推進します。

事業者

◇防犯パトロールを支援するため、自治会に対し、のぼり旗及び腕章の提供、西入間防犯協会と連携した腕章を提供するとともに、西入間地区地域安全推進連絡協議会鶴ヶ島支部などと連携して防犯体制の整備に努めます。

行政

社協

◇災害時の協力ボランティアの育成を推進するため、ボランティア講座を開催します。

【取組例】個人ボランティア

- ・子どもたちの登下校時刻に合わせた犬の散歩や健康づくりのウォーキングや買い物、地域の防犯に役立っています。

【取組例】地域防犯推進委員、防犯指導員

- ・防犯協会会長及び警察署長から委嘱された地域防犯推進委員（自治会推薦）と防犯指導員は、防犯パトロールを実施して犯罪を未然に防ぐとともに、防犯キャンペーンや防犯フェアなどを通じて防犯意識の普及高揚に取り組んでいます。

【取組例】地域住民（五味ヶ谷地域）

- ・五味ヶ谷地域の有志（「太陽会」）による防犯パトロール隊では、杉下小学校及び近辺の公園を中心に夜間自転車健康増進も兼ねて防犯パトロールを実施しています。

【取組例】

- ・脚折第一自治会
月1回役員会の後や週2回小学校の下校時パトロール
- ・脚折北部自治会
毎月3回（1日・10日・20日）20：00から1時間程度のパトロールを実施
- ・脚折山田自治会
毎月3回を変則的に曜日や時間をずらして、パトロールを実施

【取組例】坂戸ガス(株)・武州ガス(株)・(社)埼玉県エルピーガス協会坂戸支部・坂戸郵便局
・各事業者は、市と西入間警察署との「防犯のまちづくり協定」に基づき、不審者の発見、迷子などの保護が必要とする人を発見した場合に110番通報や関係機関への連絡を行うなどの協力を実施しています。

【取組例】市役所

- ・市職員が公用車で移動する際には、車両に「防犯パトロール中」のマグネットシートを貼り、適宜、市内の巡回等を行うことで、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進しています。
- ・児童・生徒の下校時に、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロール及び防災行政無線による防犯啓発放送を実施しています。



防犯パトロール



杉下小学校PTA

○ 災害時の情報伝達

災害時に備え、一人暮らしの高齢者や障害者などの災害時要援護者の情報を把握する仕組みが必要です。自治会では工夫をこらして独自の登録制度をつくる取り組みが始まり、民生委員・児童委員協議会では、「災害時ひとりも見逃さない運動」を展開しています。

隣近所の安否確認や被災状況などの正確で迅速な情報伝達の仕組みを検討します。

災害時における支援を要する人の情報を把握し、共有する仕組みや迅速・適切な対応が図れる支援策を自治会、民生委員・児童委員及び行政と連携して推進します。

市民

◇民生委員・児童委員協議会では、「災害時ひとりも見逃さない運動」の展開を図ります。

◇先進自治会の取組みを参考として、見守り制度の普及を図ります。

事業者

◇防災体制を整備するため、企業、医療機関等との災害時協定を締結するなど、協働による対策の推進を図ります。

行政

【取組例】白鶴自治会 非常時災害時支援登録制度

・非常時や災害時に、高齢者や障害者を自治会内で見守り支援する制度。

支援を必要とする人を、3人の協力員（連絡協力員・日中自宅にいる協力員・男子協力員）で支えます。支援を希望する人は、「身内の連絡先」、「かかりつけの病院」、「特記事項」と自分が頼みたい協力員3人の氏名を記入した登録申請書を提出。申請書は登録者、連絡協力員、自治会長が保管し、非常時以外は開封しないこととし、プライバシー保護にも配慮しています。

【取組例】かわつるグリーントウン松ヶ丘自治会

・非常時や災害時に、高齢者や障害者を自治会内で見守り支援する制度。

支援を必要とする人は、登録申請書を提出。協力希望者を募り、自治会で組み合わせを検討し、災害時には、決められた協力員が訪問します。

【取組例】街づくり団体さんふらわぁ。

・防災を考える団体として、街づくりのための企画、災害・防災に関する知識を高める勉強会を実施しています。また、「街歩き」等を実施し、市内の危険箇所を調査しています。

災害時の協定体制

| 協定締結日 | 協定名 | 内 容 |
|-----------|--|---|
| H 9.11.20 | 災害時における鶴ヶ島市と坂戸郵便局及び鶴ヶ島市内郵便局の協力に関する覚書 | 施設及び用地の相互利用、被災市民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供等 |
| H10. 4.24 | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 (生活協同組合さいたまコープ) | 被害の状況に応じ、水・菓子パン・牛乳・レトルト食品等の応急生活物資の優先供給 |
| H10. 6. 1 | 災害時における相互応援に関する協定 (レインボー協議会4市3町) | 食糧・飲料水等の救援物資の提供、職員の派遣、避難場所の提供等 |
| H16. 5. 1 | 平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定(6市:羽村市、袖ヶ浦市、阪南市、香芝市、日高市、鶴ヶ島市) | 職員の派遣、資機材及び物資の提供、食糧・飲料水等の救援物資の提供等 |
| H16. 7.20 | 災害時の医療救護に関する協定 (社団法人 坂戸鶴ヶ島医師会) | 傷病の程度の判定、応急処置の実施及び必要な医療の提供等 |
| H17. 2. 1 | 災害時における救援物資提供等の協力に関する協定 (三国コカ・コーラボトリング株式会社) | 飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫商品の無償提供及び商品の優先的補充 |
| H17. 2. 1 | 災害時における食糧物資の供給等協力に関する協定(関東食品株式会社埼玉支店) | 食糧(冷凍食品、缶詰、調味料など)の優先供給 |
| H18. 5.16 | 災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定(社団法人埼玉県エルピーガス協会坂戸支部) | LPガスの優先供給等 |
| H18. 7.14 | 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定(社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部) | 民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援 |
| H18.11.16 | 災害時にかかる応急復旧業務に関する協定(鶴ヶ島市土木工友会) | 道路及び橋梁等の都市施設の応急復旧業務 |



地域防災訓練

○ 不審者情報の共有化

地域の犯罪を未然に防ぐためには、犯罪の機会を与えないという防犯意識を持ち、正確な不審者情報を迅速に共有することが不可欠です。

警察、学校、地域、行政のネットワークを生かし、地域で不審者情報を共有し、犯罪に巻き込まれない地域をつくります。

市ホームページに不審者情報を掲載するとともに、幼稚園、保育所、学童保育室、小・中学校、地域防犯推進委員、自主防犯ボランティアグループ等への情報提供に努めます。

市民

事業者

行政

【取組例】安心安全推進室、教育委員会

- ・市ホームページ（携帯電話版ホームページを含む）に不審者情報（変質者情報を含む）を掲載しています。
- ・警察や教育委員会からの不審者情報を幼稚園、保育所、学童保育室、小・中学校、地域防犯推進委員や、自主防犯ボランティアグループを通して、地域に情報提供を行っています。



富士見西児童公園

② 市民の権利を守る仕組みづくり

○ 権利擁護の推進

高齢化や核家族化が進み、判断能力が不十分な高齢者や障害者が日常生活に不安を抱えながら過ごしています。

生活上の様々な相談にのってもらえたり、福祉サービスの利用手続や日常生活に必要な金銭管理などお手伝いをしてくれる人がいると、安心して地域で暮らすことができます。

市民の権利を守り、安心した生活への支援を推進していきます。

判断能力に不安のある高齢者や障害者が、地域で安心して日常生活が送れるように、権利擁護に関する相談・援助事業の普及と啓発を推進します。

- 市民**
事業者 ◇市民、自治会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者などは、援助の必要な人を権利擁護に関する相談・援助事業の利用につなげます。
- 社協** ◇社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業※の仕組みの周知と利用促進を図ります。
- 行政** ◇地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談及び権利擁護業務が円滑に運営されるよう事業展開を図ります。

【取組例】社会福祉協議会

- ・埼玉県社会福祉協議会権利擁護センターで「権利擁護相談」、「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」、「福祉サービス苦情解決事業（埼玉県運営適正委員会）」等の事業を実施しています。

※福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）とは…

社会福祉協議会にて行われている事業の一つで、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理、書類等（通帳、権利書、印鑑）の預かり等のサービスを行います。

○ 成年後見制度※の普及啓発

判断能力が不十分のため、悪徳商法の被害にあう事件が全国で起きています。不動産や預貯金等の財産管理や福祉サービスを受けるための契約などを自分で行うことが困難な人が今後さらに増加していきます。

地域で安心して暮らし続けるために財産管理や契約への支援が必要です。

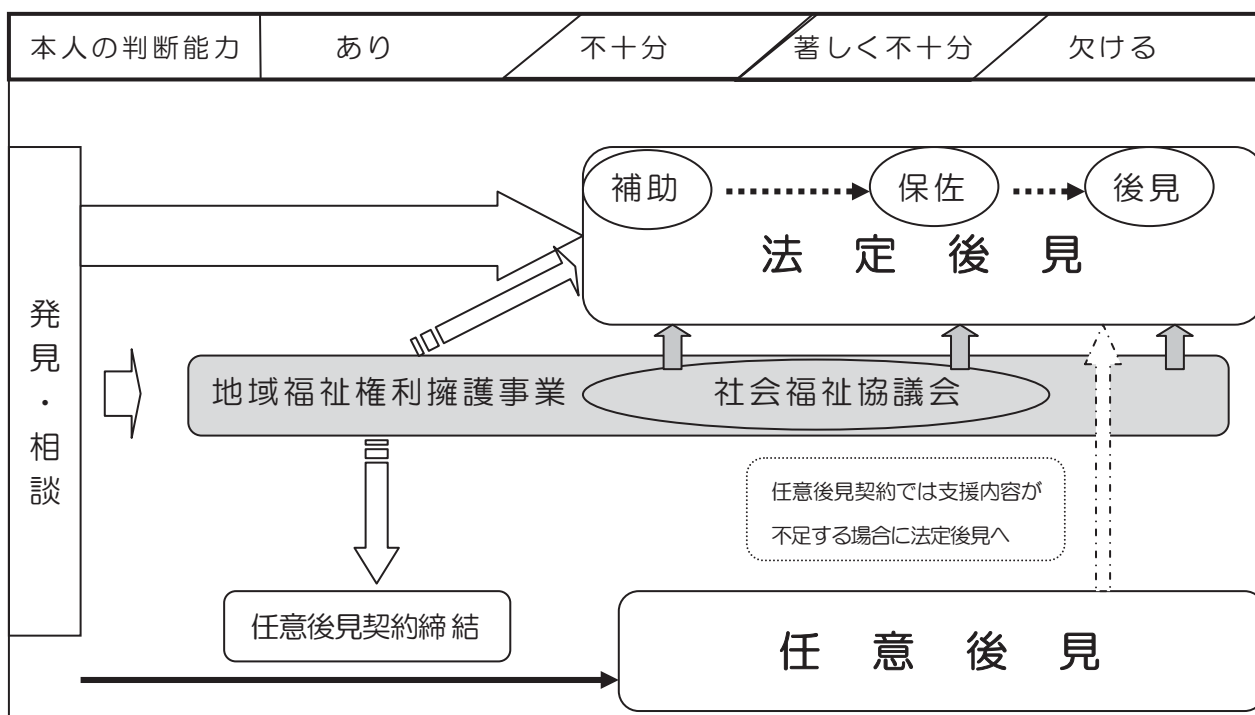
判断能力の不十分な方の財産管理など、本人を不利益から守る成年後見制度の周知に努めるとともに、利用を促進します。

行政

◇市は、成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がない、あるいは申立て経費等が負担できない人の利用を支援するため、市が申立てを行います。

※成年後見制度とは・・・

判断能力の低下によって財産管理や不利な契約をしてしまったり、悪徳商法の被害から本人を保護するため、本人が予め支援予定者と契約をしておいたり、家庭裁判所が適切な支援者を選出するという制度です。成年後見制度には、現在は問題がないが将来に備えたい方を対象にした「任意後見制度」と判断能力の低下が見られる方を対象とした「法定後見制度」があります。



③ ノーマライゼーションのまちづくり

○ 心のバリアフリー化

誰もが安心して生活していくためには、差別や偏見といった心のバリアーを取り除き、お互いの人格を尊重し、価値を認め合うことが大切です。家庭や地域社会で、多くの人と出会い、学び合い、触れ合うことにより、自分を大切にする心、他人への思いやり、助け合いの心が育くまれます。

身近な地域で学習会や様々な交流事業を開催するなど、ノーマライゼーション理念の一層の普及啓発を図ります。
あらゆる場と機会を通して心のバリアフリー化に努めます。

行政

◇学校や幼稚園などにおける福祉施設への訪問、交流や学習会などを通じて、実践活動へとつなげます。

【取組例】小・中学校

- ・学校の総合的な学習の時間を通して、地域の高齢者や障害者との交流授業を実施しています。
また、特別支援学級と普通学級との交流授業も推進しています。

【取組例】大橋公民館・大橋児童館

- ・地域の人と障害者と行政の協働により、知的障害者理解のパンフレット作成委員会を立ち上げ、障害のある人を理解するための1つのツールとして、パンフレット「(仮称)エンジョイライフガイド」を作成。この作成を通して、障害者理解の学習と障害者をサポートするネットワーク化に取り組んでいます。



東公民館いきがい学級の高齢者との交流授業
(杉下小学校)

○ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

子ども、乳幼児を持つ親、高齢者、障害者など誰もが安心して活動するには、市民と行政が協力し、さまざまな人が利用する公共的な施設などのバリアフリー化に努める必要があります。

バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の概念を導入して、すべての人が安心して快適に生活できる、人にやさしいまちづくりを進めます。

人の迷惑になる違法駐車や放置自転車を防止する呼びかけなど、地域の身近なところからバリアフリー化を進めます。

市民

◇人の迷惑になる違法駐車や放置自転車の除去など自らが常に地域の安全や社会参加を支援する視点を持ち、地域ぐるみで行動します。

バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、地域ぐるみで実際にまちを歩いて「ヒヤリハットマップ」を作成し、暮らしやすい地域づくりに活かします。

市民

社協

【取組例】道路建設課、生活環境課、総務課

- ・利用者の使いやすさと安全を考えた道路環境の整備や市内循環バスの整備を推進しています。また、駅周辺や自転車放置禁止区域に放置されている自転車・バイクに勧告・撤去し、歩行者、自転車利用者の安全性の向上を図ります。

【取組例】道路建設課、生活環境課

- ・歩行者や自転車、道路利用者の誰もが、安全で安心して通行できるよう、市民のみなさんから普段利用している道路の破損状況、破損箇所などの情報提供をいただき、道路の維持管理に努めます。

※バリアフリー（市都市計画マスタープラン）

障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリアー）となるものを除去すること。

※ユニバーサルデザイン（市都市計画マスタープラン）

障害者、高齢者及び健常者等の区別なく、誰もが使えるように考えられた設計思想。バリアフリーを一步進めた概念。

(4) 基本目標4 ≪みんなでいきいきと暮らす≫

【現状及び課題】

近年の生活習慣の変化は、栄養の過剰摂取や偏り、運動不足やストレスによる生活習慣病を増加させています。

いきいきと自立した生活をおくるためには、日頃の生活の中で心と体の健康について自ら主体的に取り組む心がけが必要です。

また、介護予防対策の重要性は高齢化の進展とともに増大しており、市では平成18年4月に「地域包括支援センター」を市内2ヶ所に設置し、介護予防事業を推進しています。

さらに、今後の活力ある地域社会を築いていくためには、団塊の世代をはじめとした市民の方々が、これまで培ってきた経験や知識を生かして、これからの地域づくりに積極的に参加してもらい、活躍してもらえるような仕組みづくりが課題となっています。

① 健康づくり

○ 生活習慣の改善

食生活や運動、休養に注意することは、生活習慣病などの多くの病気を予防するばかりでなく健康の保持・増進に繋がります。

鶴ヶ島市健康づくり計画「やってみようよ1・2・3 笑顔で健康づくり」では、地域で生活習慣に関する7領域（分野）「健康観・感、食生活、身体活動、休養・ストレス、歯科保健、アルコール、たばこ」を基本とした意識の普及啓発や、楽しい健康づくりの展開に取り組んでいます。

地域の医療機関、栄養士、薬剤師、食生活改善推進員協議会や公民館などと連携をとりながら、望ましい食生活や楽しい健康づくりを推進します。

市民

◇市民、市は、生きがいや生活のハリを持ち、いきいきとした暮らしを目指して「1日1回大きな声で笑おう」運動を推進します。

行政

市民

◇市民は、積極的にラジオ体操に参加し、健康の保持増進に努めます。

行政

◇市は、鶴ヶ島市ラジオ体操連絡会の活動を支援し、朝のラジオ体操の普及を通して健康づくりに対する意識の醸成を図ります。

【取組例】いっしょに笑いたい会

- ・「いきいきと生活する前向きな健康観・感が健康づくりの中心」ということから、「いっしょに笑いたい会」を発足し、笑い・笑顔をキーワードとした活動を始めています。
- 閉じこもり予防や高齢者の集い等に笑いの出前をしています。

【取組例】

- ・「鶴ヶ島を歩こう健康マップ」を活用して、公民館を拠点とした自主活動の輪を広げています。

【取組例】食生活改善推進員協議会

- ・望ましい食習慣、バランスのよい食事は、健康づくりの基本です。保健センター、各公民館等を利用して、乳幼児から高齢者までの幅広い層を対象とした食を通じた健康づくり活動を展開しています。

【取組例】ラジオ体操連絡会

- ・市内17ヶ所で朝のラジオ体操を実施しています。ラジオ体操への参加をきっかけに、朝のあいさつ、公園清掃活動や花づくり活動が始まるなどコミュニティづくりにも波及しています。



食生活改善推進員協議会



いっしょに笑いたい会

ラジオ体操実施場所

平成 18 年 12 月 1 日現在

| 地 区 | 団体・サークル名 | 会 場 | 実施時間 | 備 考 |
|------|------------------|-----------|-------------|--------|
| 太田ヶ谷 | 大橋公民館ラジオ体操愛好者の集い | 大橋公民館 | 毎朝 6 時 30 分 | 休み中 |
| 上広谷 | 爽やか | どんぐり公園 | 毎朝 6 時 30 分 | |
| | 上広谷第一ラジオ体操会 | ギガマート駐車場 | 毎朝 6 時 30 分 | |
| 五味ヶ谷 | 東公民館ラジオ体操の会 | 東公民館 | 毎朝 6 時 30 分 | |
| 脚折 | 脚折ラジオ体操会 | 脚折近隣公園 | 朝 6 時 30 分 | 土曜日のみ |
| | 池の台ラジオ体操会 | 雷電池児童公園 | 毎朝 8 時 | |
| | 北公民館 | 北公民館 | 毎朝 9 時 | |
| 鶴ヶ丘 | 早起きラジオ体操会 | 鶴ヶ島文化会館 | 毎朝 6 時 30 分 | |
| | 海洋センターラジオ体操クラブ | 海洋センター | 毎朝 7 時 | |
| 南公近隣 | 南公民館 | 南公民館 | 毎朝 9 時 | 土日祝休み |
| 藤金 | 星和フレッシュクラブ | 星和公園 | 毎朝 6 時 30 分 | |
| 富士見 | 若葉ふれあい広場 | 若葉ふれあい広場 | 毎朝 7 時 | 日・祝は休み |
| | 富士見南公園ラジオ体操クラブ | 富士見南児童公園 | 毎朝 8 時 | 日・祝は休み |
| | 中央公園ラジオ体操 | 富士見中央近隣公園 | 毎朝 7 時 35 分 | |
| | わかば自治会ラジオ体操の会 | 若葉台団地広場 | 毎朝 8 時 30 分 | 日・祝は休み |
| | 富士見公民館 | 富士見公民館 | 毎朝 8 時 20 分 | |
| 松ヶ丘 | 松ヶ丘松友会 | 松ヶ丘ふれあい広場 | 朝 7 時 | 月曜日のみ |
| 町屋 | 町屋ふれあいラジオ体操会 | 町屋自治会館 | 毎朝 6 時 30 分 | |



1,000 人のラジオ体操
(南小学校体育館)



北公民館でラジオ体操

○ 介護予防の推進

高齢者が要介護・要支援状態に陥ることなく、住み慣れた地域において、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるように介護予防事業を推進します。

地域でも、縁側サロンなどを充実することで、自宅で引きこもりがちな高齢者に外出の機会・人とふれあう機会を増やし、体力、筋力の低下を抑えるとともに認知症の予防に取り組みます。

公民館、学校の余裕教室などの公共施設や自治会館等を活用し、地域において介護予防事業を推進します。

市民

行政

◇市は、市民サポーターの参加を促進ながら、「生きがいリハビリ交流会」を全ての公民館において実施します。

【取組例】生きがいリハビリ交流会（高齢者福祉課、保健センター、公民館）

- ・公民館を会場に実施している介護保険の地域支援事業（介護予防デイサービス）を終了した人や高齢により心身機能が低下した人などを対象として、市民サポーター、保健師、公民館職員により、富士見・南・西公民館において、レクリエーション、作業活動、軽運動などを行う「生きがいリハビリ交流会」を開催しています。

【取組例】NPO 法人鶴ヶ島なごみ インターネットサロン

- ・老人福祉センターにおいて、NPO、企業、行政の三者協働事業として、パソコンを設置し、高齢者を対象にNPOのサポーターによるパソコン利用のサポート、利用者の交流を実施しています。

【取組例】鶴ヶ島パソコンサポートボランティア（P.S.V.）

- ・教育センターIT講習室において、パソコンボランティア団体、社会福祉協議会、市役所の三者協働事業として、高齢者を対象にパソコンボランティア団体スタッフにより、「シニアパソコンカレッジ」を開催しています。



NPO 法人鶴ヶ島なごみ
インターネットサロン



シニアパソコンカレッジ

② いきがいづくり

○ 就労支援

地域の中で安心して暮らしていくためには、その人の適性に合った仕事に就くことが大切です。

しかし、雇用の形態の変化や若者のフリーターやニートの問題など、就労に関しては様々な課題があります。

また、障害者や高齢者、ひとり親家庭の母親などの就労環境は依然として厳しい状況にあります。特に、障害者については、一般事業所での雇用が進まず、授産施設や小規模作業所などに限られているのが現状です。

さらに、今後、団塊の世代が大量退職を迎えることから、再雇用の確保、あるいは長年の経験や知識を生かした起業支援など、一体的な相談支援体制が必要です。

市役所内に設置された地域職業相談室（ハローワークの出張所）と連携を図りながら、生活困窮者・高齢者・障害者等の就労を一体的に支援する体制を整備します。

行政

【取組例】シルバー人材センター

- ・シルバー人材センターは、高齢者にそのライフスタイルに合わせた就労の機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて健康で生きがいのある生活の実現に取り組んでいます。

○ 生涯学習の推進

生涯学習は、単に知識や技術の向上のためばかりではなく、自らが主体となって、学び・考え・行動することを通して、地域づくり・まちづくりに繋がることが期待されます。

学習に参加する機会づくりや環境整備を進めるため、「まちづくり市民講座」や各公民館における「生活課題講座」や「地域課題講座」などを発展させ、市民参加による学習の機会の充実を図ります。

地域で共に学び、仲間づくりを進める地域学習という視点で、地域で暮らす勤労者や退職した方が、その豊富な知識や技術、経験を生かす「大学塾」等の開設を検討します。

市民

事業者

行政

○ 市民活動の推進

市民活動団体は、公共的サービスの担い手として、行政では難しいきめ細やかで柔軟なサービスを提供することが容易です。市民活動と行政のお互いの特性を生かし、効果的な協働・連携を図ることが大切です。

社会福祉協議会には、現在、個人ボランティア223名・市民活動団体41団体が登録し、活動を行っています。（平成18年12月1日現在）

しかし、NPO・市民活動団体へのアンケートでは、活動課題として「新規会員を集めることが難しい」、「会員の高齢化が進んでいる」、「運営スタッフが不足している」といった人材面での課題があげられています。

市民活動団体の安定的な活動を目指し、相談体制を整え、情報交換交流を促進する機会の設定など、地域の市民活動の活性化を図ります。

市民

◇「有志による地域懇談会」は、地域の団体等との連携を図りながら自主的な活動を通して、地域福祉を担っていくことが期待されます。

行政

社協

◇市民活動推進センターは、情報集約・発信の拠点として、また、地域資源の発掘・育成の拠点として体制を整備します。

【取組例】社会福祉協議会（ボランティア・市民活動団体助成金事業 公開審査会）

・ボランティア・市民活動を支援する方策として、公開審査方式を用いた助成金交付を行なっています。登録した団体に対し、申請方式で20万円を上限として、総額100万円（共同募金配分金）の助成を行なっています。

公開審査には、市内の小中学生にも審査員になってもらい、ボランティア・市民活動や地域課題について認識する、福祉教育の場にもなっています。

申請した事業に対しては、助成をするしないにかかわらず、共催として支援をしています。



ボランティア・市民活動団体支援（公開審査会）

(5) 地域福祉計画の推進

地域福祉計画の推進は、市民、ボランティア、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、事業者、社会福祉協議会及び行政が、具体的な実現に向けて協働して取り組んでいくものです。

地域福祉計画に掲げる「取組みの方向性」や「具体的な取組み」が、より効果的・効率的に推進し、展開していくためにお互いが密接につながりを持ちながら事業を進める必要があります。

様々な地域における生活課題の把握と対応策を適切に対応して行くために地域福祉計画の推進体制を整備します。



市民が自主的に立ち上げた各地域懇談会の活動報告会